

栃木県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、栃木県知事から、監査の結果に基づき、措置を講じた旨通知があったので、同条同項の規定により、次のとおり公表する。

令和2（2020）年12月18日

栃木県監査委員 小林 幹 夫
 同 関 谷 暢 之
 同 金 井 弘 行
 同 平 野 博 章

監査の結果の措置状況

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果	講じた措置
消防学校	令和2（2020）年 5月29日	財産・物品管理事務のうち、行政財産の使用許可において、申請書を本庁へ送付したものの、使用許可の決定がないまま使用させ、使用料を徴収していないものがあった。	県有財産使用許可を決定の上、使用料を徴収しました。 今後は、公有財産事務取扱規則等に基づき、期日までに適法かつ正確に事務が執行されていることを管理職が随時確認することにより再発防止を図り、適正な事務執行に努めます。
県西環境森林事務所	令和2（2020）年 6月30日	収入・支出事務のうち、公共料金の自動口座振替において、適正な時期に支払いを行っていないほか、電気料金として資金前渡員の口座に支出したにもかかわらず、水道料金として引落しされていたものなど前渡資金の目的に反して支出しているものが複数あった。加えて、精算の際、精算残金があるにもかかわらず、前渡資金精算報告書を作成していないもの、精算残金がないものとして支出決議書に確認印を押印するなど支出事務が著しく不適切だった。	出納事務担当職員を対象として、財務会計事務に関する研修会を開催し、必要な知識の習得を図りました。 また、各公共料金の振替日及び事務処理期限を一覧表にて課内で共有し、事務処理の遅れを防止するとともに、資金前渡員口座の記帳を口座振替日に行った上で、現金出納簿に記載することにより、資金が精算されていることを確認し、その事実をもって支出決議書に押印することとしました。 上記の再発防止策について、リスク評価シートに反映するなどしておりますが、今後もこれらの取組を徹底し、適正な事務執行に努めて参ります。

<p>高齢対策課</p>	<p>令和 2 (2020) 年 8月 20 日</p>	<p>契約検収事務のうち、介護人材対策費に係る、とちぎ介護人材育成認証制度認証審査者派遣業務委託において、委託業務量が減少したにもかかわらず契約変更の検討を行わず、当初契約金額のまま支出していた。</p>	<p>監査結果を踏まえ、当該受託事業者に対して、今年度の契約変更の検討を行いたい旨打診し、具体的な協議については、事業規模確定後に実施します。 今後同様の事例があった際には、契約内容と実施状況等を勘案し、契約変更について受託事業者と協議を行うなど、適切な執行に努めて参ります。</p>
<p>北那須水道事務所</p>	<p>令和 2 (2020) 年 7月 10 日</p>	<p>契約検収事務のうち、水道事業に係る北那須折戸送水流量計修繕工事において、提出された見積書の額が執行何額を超えているにもかかわらず、契約を締結し、支出していた。</p>	<p>契約に当たっては、提出された見積書の額と執行何額との比較・確認を複数人で実施することを徹底するとともに、チェック表の項目を追加し、内部チェック体制の強化を図りました。 今後もこれらの取組について職員に周知徹底を図り、再発防止に努めます。</p>